

別記様式第1号

医療福祉・在宅看取り啓発キャラクターみとりちゃん利用申請書

年 月 日

医療福祉の地域創造会議

代表幹事 越智 眞一 様

郵便番号
住 所
施設の名称
代表者職名
代表者氏名

医療福祉・在宅看取りの啓発キャラクターみとりちゃんを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

名 称			
申請する啓発資材等の種類	種類	合計点数 (色違い・サイズ違いも1点とする)	合計 点
利用区分 (該当番号に○をしてください。)	1 印刷物 (チラシ・パンフレット・新聞広告・看板・名刺等) 2 WEB上の使用 3 啓発グッズ 4 その他 ()		
具体的な内容 (サイズ・作成予定数・広告回数等を詳しく記載してください。)			
利用場所			
利用日・期間	年 月 日 から 年 月 日		
連絡先	担当者名 : 電話番号 : FAX : E-mail :		

添付書類

- (1) 利用物件 (啓発資材等) の見本 (見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)
- (2) 団体等の概要がわかる資料 (パンフレット等) ・個人の場合はプロフィール

医療福祉・在宅看取り啓発キャラクターみとりちゃん利用承認書

承認第 号
年 月 日

(申請者) 様

医療福祉の地域創造会議
代表幹事 越智 眞一

年 月 日付けで申請のありました医療福祉・在宅看取り啓発キャラクターみとりちゃんの利用について、承認します。

なお、利用にあたっては、下記の点に留意してください。

記

- ① キャラクターを、承認を受けた物件（啓発資材等）のデザインとして利用することができます。ただし、必ず、医療福祉・在宅看取り啓発キャラクターみとりちゃんの利用に関する規程第6条を遵守してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- ② 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、医療福祉の地域創造会議は一切の責任を負いません。
- ④ 利用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、県民等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽があった場合および不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥ 利用者が、上記の警告に応じない場合は、承認の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦ 承認が取り消されたときは、承認取消の日から利用することはできません。また、取消しにより利用者が生じた損害について、医療福祉の地域創造会議は一切の責任を負いません。
- ⑧ キャラクターの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した啓発資材等の配布状況等について報告を求め、または必要な調査を行うことがあります。
- ⑨ 医療福祉・在宅看取り啓発キャラクターみとりちゃんの利用に関する規程は、必要に応じて、変更することがあります。

医療福祉・在宅看取り啓発キャラクターみとりちゃん利用不承認通知書

承認第 号
年 月 日

(申請者) 様

医療福祉の地域創造会議
代表幹事 (氏名)

年 日 日付けで申請のありました医療福祉・在宅看取り啓発キャラクターみとりちゃんの利用については、下記の理由により、承認しないこととしましたので通知します。

記

不承認理由

医療福祉・在宅看取り啓発キャラクターみとりちゃん利用承認変更申請書

年 月 日

医療福祉の地域創造会議

代表幹事 (氏名) 様

郵便番号

住 所

施設の名称

代表者職名

代表者氏名

年 月 日付け承認第 _____ 号で承認を受けた医療福祉・在宅看取りの啓発キャラクターみとりちゃんの利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	前回承認を受けている内容 (すべてお書きください)	変更を申請する内容 (変更部分のみ詳しく記載してください)
名 称		
内 容		(デザイン・形・サイズ・作成予定数等)
追加する点数		点
利用日・期間		
担 当 者	職・氏名 電話番号	

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初の利用承認書の写し (コピー)

医療福祉・在宅看取り啓発キャラクターみとりちゃん利用変更承認書

承認第 号
年 月 日

(申請者) 様

医療福祉の地域創造会議
代表幹事 (氏名)

年 日 日付けで利用承認変更申請のありました医療福祉・在宅看取り啓発キャラクターみとりちゃんの利用について、変更を承認します。

なお、利用にあたっては、下記の点に留意してください。

記

- ① キャラクターを、承認を受けた物件(啓発資材等)のデザインとして利用することができます。ただし、必ず、医療福祉・在宅看取り啓発キャラクターみとりちゃんの利用に関する規呈第6条を遵守してください。また、完成品(困難な場合は写真等)を提出してください。
- ② 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、医療福祉の地域創造会議は一切の責任を負いません。
- ④ 利用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、県民等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽があった場合および不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥ 利用者が、上記の警告に応じない場合は、承認の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦ 承認が取消されたときは、承認取消の日から利用することはできません。また、取消しにより利用者が生じた損害について、医療福祉の地域創造会議は一切の責任を負いません。
- ⑧ キャラクターの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した啓発資材等の配布状況等について報告を求め、または必要な調査を行うことがあります。
- ⑨ 医療福祉・在宅看取り啓発キャラクターみとりちゃんの利用に関する規程は、必要に応じて、変更することがあります。